

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 目 標

男性並びに女性教職員が仕事と子育て・介護を両立させることを引き続き支援するとともに、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

2. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）

3. 内 容

目標1：年次有給休暇の取得促進のための措置の実施

- 学生、生徒の長期休暇期間中における特別休暇の促進
- 年5日の年次有給休暇の取得の徹底

<対策>

令和2年4月～ 校内メールを活用した周知・啓発実施

目標2：育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間の休業制度の実施

- 産前産後休暇の特別休暇期間の取得
- 有休休暇の際の時間消化